

重要な注意事項

1. 外貨建て債券取引にかかるリスク

為替変動リスク 外貨建て債券取得時よりも外貨の円に対する為替水準が低くなった場合（円高時）には債券を円換算した価値は下落し、反対に外貨の円に対する為替水準が高くなった場合（円安時）には債券を円換算した価値は上昇します。したがって利金・償還金もしくは債券売却代金として支払われる外貨の円に対する為替水準によって上下し、これにより投資元本を割込む恐れがあります。

価格変動リスク 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより、損失が生じる恐れがあります。市場価格は基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場に応じた価格での売却となりますので、投資元本を割込む恐れがあります。

信用リスク 発行体の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本割れや支払いが遅延または不払いとなる恐れがあります。

カントリーリスク 利金・償還金もしくは売却代金として支払われる外貨発行国の国情の変化により、投資元本割れや途中売却ができなくなる恐れがあります。

流動性リスク 市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、途中売却ができなくなる恐れがあります。

2. 外貨建て債券取引にかかる手数料等諸費用について

- 外貨建て債券を三京証券と相対で取引（店頭取引）する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- また外貨建て債券の取引に際して円貨から外貨へ、もしくは外貨から円貨へ交換する際には外国為替市場の動向をふまえて三京証券が決定する為替スプレッドを加味した為替レートを適用するものとします。当該スプレッドについてのご質問は担当者もしくは最寄りの店頭にお尋ねください。
- 外貨建て債券のお取引に際しては「外国証券取引口座設定申込書」を取り交わす必要がございます。三京証券約款集の「外国証券口座約款」をご一読ください。

3. 外貨建て債券取引にあたっての留意点について

- お申込みの際は、必ず『外貨建て債券の契約締結前交付書面』をお読み頂き、説明を受けご理解して頂いたうえで、お客様ご自身の判断によりお申込みください。なお、不明な点があれば担当者にお問い合わせください。
 - 利金・償還金ともに外貨建てですが、三京証券ではこれを原則円貨に交換して、お客様の口座に入金いたします。
 - 国内受渡は通常、約定日から起算して4営業日目（約定日を含む）となります。
 - 国内での利金・償還金のお支払いは各利払日、償還日の翌営業日以降となります。
 - 既発債（既に発行され流通市場で取引されている債券）につきまして、販売価格、買取価格は随時変動いたします。
 - お客様が三京証券にてご購入された債券は「外国証券口座約款」に基づき証券指定の海外保管機関において保管されます。
 - 無登録格付け会社によって付与された信用格付けに関しては、「無登録格付けに関する説明書」をご確認下さい。
 - 外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。
 - 特定公社債等の利子、譲渡損益、償還損益等による所得が申告分離課税 20.315%（所得税 15.315%、地方税 5%）の対象となり、これらの所得間及び上場株式等の配当所得、譲渡所得等の間での損益通算も可能となります。また、損益通算で控除しきれなかった損失は確定申告により3年間の繰越控除の対象となります。
※課税に関する記述においては、今後税制が改正される場合があります。詳しくは税理士などの専門家にご相談ください。
- 金融商品取引契約をされる場合、当該金融商品の「契約締結前交付書面」（もしくは目論見書及びその補完書面）または「上場有価証券等書面」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。
- この資料は個々の投資家の特定の投資目的、投資金融商品または要望を考慮したものではありません。
- ここに掲載した過去の実績や数値は必ずしも将来の成果を示唆するものではありません。投資に関する最終的な決定は投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。
- この資料は日本フィナンシャルセキュリティーズが信頼できると判断した情報等に基づいて作成されたものですが、その情報の正確性を保証するものではありません。また、この資料に記された意見や予測等は資料作成時点での日本フィナンシャルセキュリティーズの判断であり今後予告なしに変更されることもあります。本資料に記された記載の図や表はイメージであり正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。この資料は、作成時の法令等・諸規則をもとに、一般的な説明を目的として作成されたものです。各種税制は今後も変更される場合がありますのでご注意ください。具体的な税法上の質問や対策などは税理士等の専門家にご相談ください。
- 有価証券は預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約保護機構の保護対象ではありません。
日本フィナンシャルセキュリティーズ及びその関係会社・役職員が、この資料に記載されている証券もしくは金融商品について、自己売買または委託売買取引を行う場合があります。

金融商品仲介業者 関東財務局長(金仲)第565号



日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社

当社は、金融商品仲介業者として岡藤グループの三京証券株式会社で取り扱っている外国債券をご紹介します。
所属する金融商品取引業者 名称：三京証券株式会社 関東財務局長(金商)2444号 加入協会：日本証券業協会